

戦後日本の会計制度改革 (Accounting Standard Reforms in Postwar Japan)

斎藤 静 樹*
(Shizuki Saito)

* 明治学院大学経済学部教授・東京大学名誉教授
企業会計基準委員会 (ASBJ) 前委員長 (2001~07 年)

本稿は、G. J. Previts, P. Walton, and P. Wolnizer ed., *Global Accounting History: Accounting, Financial Reporting and Public Policy* (to be published by Emerald Group Publishing Limited) に寄稿する草稿の日本語版である。修正の余地を残した未定稿であり、許可なく引用することは控えていただきたい。本稿はまた、主として海外の読者のために日本の会計制度の歴史と現状を伝える観点から書かれており、筆者の個人的な見解よりは事実や背景の中立的な記述をつとめて優先していることをご理解いただきたい。

1. はじめに：範囲とキーワード

この論文の課題は、戦後日本の会計制度改革を概観することである¹。キーワードとなる米欧へのキャッチ・アップ、会計ビッグ・バン、それにグローバル・コンバージェンスの3つは、①新しい証券取引法の制度をすでに半世紀の歴史を有する戦前からの商法に接ぎ木し、両者の会計制度の一元化を通じて米欧（特に米国）の制度へのキャッチ・アップを図った時期、②日本の資本市場の国際的なプレゼンスを高めるため、戦後改革を完成させる大規模な基準の整備を試みた時期、そして、③会計基準のコンバージェンスという国際動向のなかで、日本の進路を模索し続けた時期に、それぞれ対応している。

会計基準を含めて社会制度は、その発展が過去の歴史に制約されるという経路依存性を免れず、その国の経済的な環境条件はもとより、国ごとに異なる周辺諸制度との関係にも影響されざるを得ない。ここで述べる戦後の歴史も、産業革命（明治維新）以来の日本の近代化の道筋と、そこで生み出された問題の延長上にある。戦後の経路自体が、その後の歴史を制約している面もある。ただし、紙幅の制約からここではその詳細に立ち入らず、戦後日本の会計制度の一面、あるいは一時期をそれぞれの観点から取り上げた英文の文献のうち、Benston et.al. (2006), Suzuki (2007a), (2007b), Saito (2008)などに譲れるところは譲りたい。

2. 会計制度の近代化：米欧へのキャッチ・アップ

第二次大戦前の日本の企業会計制度は、基本的には大陸欧州の影響が強い商法によって担われてきた。それは、必ずしも戦前の事業資金が、銀行借り入れだけに依存していたということではない。株式や債券による市場からの調達も、戦時体制以前にはかなりの比重を占めていた²。それに対して戦後の改革は、米国を真似た新しい証券取引法の開示制度を、この商法の制度に接ぎ木することから始まった。これも直接金融への移行を図ったものというより、財閥が解体されたあと、産業復興の資金をまかなう証券市場の民主化など、広

¹ 2007年末までの歴史だが、コンバージェンスにかかわる問題のうち、日本にとって重大な関心事であった欧州の同等性評価については、それが決着する2008年末までをカバーする。

² Okazaki & Okuno-Fujiwara (1999), Hoshi & Kashyap (2001), Chap.1; Miwa & Ramsyer (2002) などを見よ。

範な問題を会計制度の改善・統一によって解決しようとしたものと言われている³。会計制度の近代化は必ずしも戦後に始まるわけではなく、その前史は商工省による1934年の「財務諸表準則」や、企画院による41年の「製造工業財務諸表準則草案」などにもみられたが、それが戦争による中断を経て本格的に動き出したとも言える。

会計制度に限れば、その改革の担い手は、証券取引法導入の前年、1947年に設けられた企業会計制度対策調査会（後の企業会計審議会）であった⁴。48年には旧来の計理士制度が公認会計士制度に作り替えられ、監査制度の担い手を確保する道筋が出来上がる。49年には、上記対策調査会から企業会計原則および財務諸表準則が公表されて、財務情報の開示にも監査にも、それが指針とされることになった。これらは、接合した商法と証取法の会計制度を一元化させるといふ、戦後改革の最大の課題を解決する道具立てでもあった。証取法の公認会計士監査を商法に取り入れることで二つの会計制度における監査の主体を一元化し、財務諸表監査のための判断の基準を統合しようとしたのである。反面から言えば会計制度を一元化することが、新たに導入された公認会計士監査の地位を高める工夫でもあった。

もともと商法の会計制度は、資金の提供者に会社の情報が伝わるようにするという開示規制の側面と、資金提供者の間でも債権者と株主の利害を調整する（つまり、株主への配当によって債権の当初の価値が薄まらないようにする）という配当規制の観点との両方を同時に備えている。後者は、純資産に相当する価値の資産が実在することを確認したうえで、それがリーガル・キャピタル（資本金と資本剰余金の大半）を超える部分、基本的には留保利益に配当を制限しようとするものであった。その二つの観点が互いに影響しあって、商法の会計制度を形作ってきたのである。結果として、そこでは財産の評価における上方へのバイアスを排除する保守的な評価が重視され、バランスシートとともに財産目録の開示が求められてきた。

それに対して証取法の会計制度では、もっぱら潜在的な資金提供者を含めた投資家への情報開示が主題になる。彼らが投資しようとする企業の価値は、将来に期待される成果の関数であり、その予測には持続性・反復性のある利益の情報が有用とみられてきた。そこで使われてきたのは、キャッシュフローをアンカーに、バランスシートの資産評価を損益

³ 1949年の「企業会計原則」前文を参照。なお、企業会計原則の設定とその後の改変の経緯については、Kurosawa (1960) をはじめ多くの日本語文献がある。

⁴ 当初、これは経済安定本部に設置されたが、1952年に大蔵省の所管となり、さらにその後、省庁再編に伴い金融庁に移されている。

計算書における利益の測定と連携させる仕組みであった。財産価値に着目する商法と考え方は対立する。その対立を調整し、証取法の制度を商法の株式会社法制に取り入れて両者を一元化してきたのが戦後日本の改革である。現在の用語で言えば資産・負債アプローチと収益・費用アプローチの対立と調整だが、もともとこの二つのアプローチは重点の置き方が違うだけで、いずれか一方を全面適用して他方を全面排除するという性質のものではない。現実の制度では両者をどこかでバランスさせるしかない。

そのプロセスは、別の角度からみれば、商法のドイツ型報告制度と、証取法の米国型開示制度との調整という、いわばコンバージェンスが一国内で生じた事例でもあった。具体的には証取法のもとにある会計基準（当初は企業会計原則）の考え方を商法に反映させる過程だが、私法の面では商法が証取法の一般法と解釈されたこともあり、数次の商法改正で企業会計原則の法制化が図られながら、反対に商法の強行法規性に鑑み、企業会計原則が修正されることもあった。このプロセスは1974年の商法改正でほぼ完了し、それと同時に戦後日本の会計制度改革をリードした企業会計原則も、その歴史的な役割を終えることになる。その後も会計基準は市場の要請に対応して急速な変化を続け、それに応じて商法を改定する作業は後述する2005年の会社法新設まで続くのである。

企業会計制度一元化のための商法改正は多岐にわたるが、特に重要な点を選んで簡単にふれておこう。第一は財産目録の廃止である。これは文字どおり資産と負債を一覧にしたものであり、貸借対照表に加えて開示を求められていた。本来はそれぞれの項目に期末の時価を付したものとされ、利益の計算と連繋するわけでもない。純資産の部がないことを除けば、極端な資産・負債アプローチに立った貸借対照表のようなものであり、すべての資産・負債の時価（公正価値）評価した情報が本当に有用なら、日本はこれを貸借対照表とは切り離して復活させればよいのかもしれない。しかし、この財産目録は、下記の資産評価規定の変化もあって、1962年法で貸借対照表の概要にすぎないという位置づけになり、最後は1974年の改正商法で（清算の時を除き）廃止されることになった。

商法が定める資産評価の基準については、すでに戦前から改定が繰り返されてきた。当初の1899年法では動産、不動産、債権、債務その他の財産のすべてにつき財産目録作成時の価格を付すものとされ、一般にはこれが時価と解された。その後、時価以下評価などの変遷を経て次第に取得原価評価が拡大されたあと、株式会社については、企業会計原則に合わせて1962年法で最終的に取得原価に統一された。また、繰延項目については、すでに1938年の商法が、ドイツの1937年株式法の影響もあっていくつ（創業費や社債発行差

額) を認めていたが、62 年の改正では企業会計原則との調整の観点からさらにその拡充が図られた。開発費・試験研究費もこのときに認められた。また、引当金についても、条件付きの債務としてその概念が導入されることになった。

上述した商法と企業会計の調整は、特に配当制限などではリーガル・エンティティーを単位に会計を規制せざるをえない商法の性質上、もっぱら個別財務諸表にかかわるものであった。連結財務諸表についてはそれとは別に検討が進められ、子会社を利用した利益の操作(子会社に損失を移すことによる親会社の粉飾決算)が社会問題となったこともあり、証取法の規制によって 1976 年から開示が強制されることになった。ただ、それもさしあたりは個別財務諸表に対して従属的な位置に置かれ、詳細な親会社単独の報告書にくらべると簡略なものでしかなかった。この連結と個別の関係が逆転して連結財務諸表が中心となるには、後述の会計ビッグ・バンを待たなければならなかった。

その後、内外の環境変化に対応する会計基準改革の動きは、金融商品の時価評価をはじめ、企業会計原則の枠を超えて急速に進展し、商法と証取法との間にも新たな摩擦を生み出すことになる。そうした局面で会計制度一元化の画期的な転換点となったのは、商法を所管する法務省と証取法を所管する大蔵省(当時)とが合同でまとめた 1998 年の「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」であった。ここでは、商法の会計制度のもとでも情報開示の面では企業会計の公正な慣行に鑑み、商法の強行規定に反しない限り、明文の定めがなくても、証取法が適用される公開会社に証取法のもとでの会計基準が適用される場合があるという、考え方が示されることになったのである。

これにより、時代の要請でもあった一部金融商品の時価評価や、金融機関に不良債権の償却を促す狙いもあった税効果会計が商法で容認されるとともに、証取法の制度によって上場会社等に強制適用されることになった。また、商法に資産化を容認させた研究開発費を、その後の会計基準は米国に倣ってただちに費用化することになるが、そうした措置もこれによって可能となった。さらに、2002 年の改正で商法は、会社の会計に関する規定を本則から省令に移すことで法改正手続きを経ずに変更するフレキシビリティを確保する。最後は 2005 年に新設された会社法が、会社の計算は企業会計の慣行に従うと定めることによって(従来は斟酌するだけであった)、戦後半世紀を要した企業会計制度の一元化はほぼ完成されたのである⁵。

⁵ 配当規制の面では、開示目的の数値を前提にしながら、それに適当な修正を加えている。

3. 会計ビッグ・バン：戦後会計制度改革の仕上げ

1980年代後半のバブル経済が崩壊して長期停滞が続いた90年代、日本では金融市場を建て直してニューヨークやロンドンと並ぶ国際市場にするという経済再生のプロジェクトが構想され、10年前の英国のビッグ・バンに倣った大改革が図られる。会計基準は、直前の80年代に先物・オプション取引やリース取引、外貨の換算など、いくつかの点では整備が図られていたが、米欧に追いつくにはまだ多くの課題を残していた。そのため、このプロジェクトの一環として、急速な会計基準改革が試みられたのである（会計ビッグ・バン）。作業の舞台となったのは企業会計審議会であった。それは、政府のリードで米欧へのキャッチ・アップを図った戦後改革の、いわば総仕上げに当たるものであった。それによって日本の会計基準は、米欧との違いは残っても質的には遜色のないレベルに達したとみられている。

手はじめは、単体を中心とした財務報告を、連結中心に切り替える1997年の基準改訂であった。翌98年には、連結子会社の範囲について、50%を超える株式所有という従来からの数値基準に加え、実質支配力に基づく連結のルールが定められ、それ以下の保有比率でも、融資や取引等の緊密な関係を通じて議決権の過半を実質的に支配するとみられる場合には、その企業を子会社として連結する新たな基準を導入した。投資先会社の意思決定を支配していると推測される事実が加われば、保有比率にかかわらず連結することもあるという規程であった。この時期、実質支配力基準の必要性に対する認識は国際的にも広まりつつあったが、それをここまでラディカルに具体化した日本基準は、連結の範囲に関する限り、当時もっとも先進的であったといえるかもしれない。

ただ、連結を中心にしたといっても、米国のように単体の情報開示をやめるというわけではなく、証取法の制度のもとで、むしろ両者の開示を要求する体制が維持されていく。その結果として、課税や配当規制に用いられる報告書を、投資家に開示される財務諸表と結び付けて信頼性を高めるとともに、さまざまな行政コストや取引コストを節約する（会計基準や公認会計士監査にフリー・ライドすることで、課税のコストや会社のガバナンスに要するコストを節約する）仕組みが、意識的に日本の制度に組み込まれていくのである。証取法のもとでの会計基準が商法の会計制度に反映される一方で、税法が複数の代替的な会計処理を容認する場合には、その選択が商法に基づく確定した決算に組み込まれていることを条件に認められるという、商法、税法、会計基準が結びついたトライアングル体制

である⁶。

金融商品についても、特に米国の FAS105、107、114、118、119 を詳細に検討し、それに合わせて評価と利益認識を根本的に変える新しい基準が設けられた。従来は取得原価による測定を原則とし、回復不能な損失が生じたときに簿価を切り下げてきたが、特に有価証券の含み益を恣意的に実現させて営業成果の変動を平準化する会計操作には批判が多かった。1999 年の金融商品会計基準では、売買目的の有価証券に時価による評価と損益認識を、売買目的ではないが売買可能な証券には（利益認識を繰り延べる）時価評価を定めるとともに、貸付金についても簿価切り下げのルールを定め、さらにデリバティブについては時価評価とあわせてヘッジ会計の処理を明確にした。それらは、金融商品にというよりは、キャピタル・ゲインを狙った金融投資に、時価による利益認識を求めるものであった。時価会計が国際基準に先行して定められていたのである。

長期性資産の減損を定めた 2002 年の基準では、米国基準 (FAS144) と国際基準 (IAS36) を比較検討しつつ、それぞれの長所を取り入れることとした。減損の認識では、割引前の将来キャッシュフローを簿価と比較することで、むやみに減損の trigger を引かないように工夫された米国基準に倣う一方、減損の測定では、公正価値でなく回収可能額を使う国際基準を取り入れた。いかに価値が減損していても、売却を目的に保有するものでない事業用の固定資産は、市場価額による評価になじまないとみられたのである。いずれにせよ減損会計は、資産の評価よりも、簿価を回収できないような異常事態で、回収見込みという内部情報を開示させる例外的な処理だと考えたわけである。なお、減損処理後に回収見込み額が増えても、米国基準に倣って減損の戻し入れをしないこととした⁷。

そのほか、退職給付や研究開発費（いずれも 1998 年）については、米国 GAAP にごく近い基準が設けられた。キャッシュフロー計算書が連結財務諸表に導入されたのも、中間連結財務諸表の基準が設けられたのも同じく会計ビッグ・バンの時期であるが（これらも

⁶ ちなみに日本では、この連結財務諸表が配当規制にも取り入れられていく。2005 年の新会社法のもとで、連結財務諸表上の株主資本が個別財務諸表上の株主資本より小さいときは、その下回る分の配当を禁止するという規定が設けられたのである（会社法計算規則 § 158-④）。剰余金を連結と単体で比較し、いずれか小さいほうを配当限度にしようという趣旨であり、持分法を下方にだけ適用するものと言ってもよい。これにより連結と単体の情報は不可分に結び付けられるが、他面では連結に IFRS を適用しても個別財務諸表には自国基準を適用するという、欧州諸国の一部にみられる便法を妨げる結果にもなっている。

⁷ なお、この減損会計の基準と並行して検討された投資不動産については、国際会計基準にいう投資不動産の範囲が広すぎて日本の実態に合わないという懸念から、時価による測定や利益認識は見送られることになった。

98年)、特に大きなウエイトをもったのは企業結合会計基準の新設(2003年)であった。日本にはそれまで企業結合を処理する体系的な基準がなく、もっぱら商法の規定に従ってパーチェス法とも持分プーリング法ともつかない処理が行われていた。商法上、他社の合併は現物出資に当たるから、概念上は時価で被合併会社の純資産を承継することになるが、実際には時価以下での評価が認められるため、被合併会社の繰越欠損を補填する範囲まで承継資産を切り上げ、それ以上は含み益とする実務が支配的であった⁸。

企業会計審議会が企業結合会計基準の公開草案を検討する段階で、すでに米国 FASB は持分プーリング法を廃止しており、IASB もそれに倣った草案を出していた。しかし、日本では、取得企業を識別できない企業結合(対等合併)がたとえ稀であっても存在する以上、そうした実態(economics)の異なる取引には異なる処理(accounting)が必要という意見が支配的であった。経営危機に陥った会社が上場廃止を逃れるため、企業結合を利用して資産の簿価を切り上げ、それによる剰余金で累積損失を補填する例が日本には多いという事情もあった。事業用資産の簿価切り上げは、米国と同じく日本でも継続企業では認められていない。こうしたパーチェス法の乱用というべき事態を防ぐ意味もあって、2003年に確定した基準では厳格な条件のもとで持分プーリング法を存続させることになった。

しかし、後述するコンバージェンスの局面で、持分プーリング法は日本基準の異質性の象徴とされ、欧州による同等性評価の障碍になる可能性が懸念されたため、2008年の基準でこれが廃止され、パーチェス法だけが認められることになった。ただ、前述したようにパーチェス法は対等合併に適用できないだけでなく、取得側の会社を特定できる場合でも、被取得側と規模が同等に近ければ、比較的容易に立場を逆転させられる⁹。持分プーリング法を廃止した現在、そのケースに対処しうる明示的なルールはない。一部にはフレッシュ・スタート法を主張する向きもあるが、この方法は長いこと検討されている割に欠陥が多く、米国でもいまだ GAAP に取り入れられたことはない。もしこれを使うのであれば、企業のリスク・プロファイルに企業結合と同等の影響を与える設備投資のケースでも、従来から保有している資産を評価替えすることになりかねない。

他方、パーチェス法を適用したときに生ずるのれんについて、米国基準や国際基準では規則償却を禁止して減損のみを認識することにしてきたが、日本では、その価値が無限に

⁸ 繰越欠損を抱えたままの合併は、商法上は資本充実を損なうという点で認められないという解釈があった。税法上、繰越欠損を合併会社に引き継げないという事情もあった。

⁹ 事実上は被取得会社であっても、株式を発行して相対的に少ない数を他社の株主に交付し、不足分を現金で支払えば、会計上は取得会社になることも不可能ではない。

持続する場合でない限り、規則償却も減損も必要という意見が支配的であった。減少したのれんの価値が毎期の営業支出によって維持されていても、それは減少した取得のれんが自己創設のれんに入れ替わっているだけである。企業結合で引き継いだ有形資産も、取得したのれんも、いずれも取得企業にとって投資原価の一部であり、一方しか償却しないとするのは、米国の基準設定時における政治的な妥協の産物ともいえる¹⁰。2003年の日本基準では、規則償却と減損を並行して定めることになった。このルールはコンバージェンスの観点から変更される可能性はあるが、現時点ではなお検討中である。

4. グローバル・コンバージェンス：新たなチャレンジ

IASB が会計基準のグローバル・コンバージェンスを目標に掲げてスタートした 2001 年、日本でも民間セクターの企業会計基準委員会（ASBJ）が設けられ、それまで金融庁にあった基準開発の役割を実質的に受け継ぐことになった。民営化の直接の理由は、民間機関である IASB に参加するうえで他の主要国と合わせるためであったが¹¹、それと同時に政府のリードで米国を追い続けた戦後の基準改革がひとまず完了し、今後は市場参加者が自ら市場制度を担う体制が求められる段階に達したという事情もあった。とはいえ民間団体である以上、ASBJ で決められた基準は法的な権限を持つ政府部門のオーソライゼーションを待って社会の規範となる。SEC が最終権限を保持したまま、包括的に基準開発を FASB に委ねる米国方式（ASR, No.150）に近いが、日本では 1 件ごとに金融庁の告示で確認される仕組みになっている。

ASBJ は、日本の会計基準の全面的な棚卸しを試みながら基準の開発や改訂に取り組み、基準適用のガイドラインも整備して、日本が直面する問題への対処と国際的なコンバージェンスを精力的に推し進めた。自己株式の処分と法定準備金の取り崩し、ストック・オプション、純資産の表示など、商法との調整を含む課題のほか、1 株当たり利益の開示、役員賞与（利益処分から費用へ）、株主資本等変動計算書、事業分離、棚卸資産（低価法の強制

¹⁰ Watts (2006)をみよ。なお、不十分なれん償却とその事後処理が生み出した問題の解決が、1930年代米国の近代的な会計制度の形成過程に与えた影響について Saito (1983)を参照。

¹¹ 基準設定の民営化という方式まで海外に合わせようとしたのは、この時期、日本企業の財務諸表に対して、それが日本の基準に従ったもので必ずしも国際的な基準に基づくものではないという「レジェンド条項」を、海外の監査人が付したという事情もあった。これはどの基準がどう違うかを指摘したのではなく、どれを直せば解除されるかもわからない曖昧な警句であり、協力して監査に当たった日本の専門家の見識が問われる問題でもあった。

や LIFO の廃止)、金融商品 (時価情報の開示拡大など)、関連当事者の開示、四半期財務諸表、工事契約 (工事進行基準への統一)、資産除去債務などの会計基準が、矢継ぎ早に新設・改定されて現在に至っている。税制との調整が難航したファイナンス・リース取引についても、例外として残っていた賃貸借処理の廃止が 6 年をかけて実現した。

ただ、そうした開発速度の短縮はフル・タイムのスタッフを擁する体制が集中的で密度の濃い審議を可能にしたからであり、市場関係者の合意形成を重視するという姿勢は変わっていない。国際的なコンバージェンスは喫緊の課題だが、そのためにトップ・ダウンで決定を急いでも、資本市場が統合されている欧州と違い、財務報告の誘因に影響する市場インフラが国によって多様なままでは¹²、インプレメンテーションの局面で混乱を招き、結果としてコンバージェンスを遅らせることにもなる。会計基準のような市場取引をアレンジするルールを決めるには、市場の評価と選択というボトム・アップの過程が不可欠である。国内基準の設定もそれらの国際統合も、基準設定主体が超越的に決めるのではなく、できるだけ市場を通じた「誘因両立的」なマナーで決められることが望ましい¹³。

ASBJ では、コンバージェンスを追求するに当たって、いわば二段構えの基本戦略を構想していた。まず第一段は、日本基準を含めた複数の会計基準が資本市場で並存できるように、基準設定主体の責任で可能な限り差異を縮小させることである。少なくとも日本基準と IFRS を日本と欧州が相互に受け入れて、投資家に大きな混乱を与えずに、開示する側がいずれかを自由に選択できる程度まで調整を進める必要がある。結果として日欧の市場で基準間の競争が可能になれば、投資家による評価と選択という市場プロセスを通じて基準が淘汰され、いっそうのコンバージェンスが図られる。それが第二段となる。この局面での基準設定主体の役割は、市場の評価を観察し、時には合理的な市場参加者の交渉を先取りして (hypothetical bargain)、その結果を基準に反映させることである。ASBJ が 2004 年に公表した「中期運営方針」には、そうした構想が盛り込まれていた¹⁴。

このような観点から ASBJ は、IASB との間で 2004 年にコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを立ち上げ、2005 年からほぼ半年ごとに東京とロンドンで交互に会議を開いて、概念フレームワークも含め双方の基準を検討した。最初はプロジェクトを軌道にのせるうえでやりやすい課題から着手する方式をとり、日本側は合意した目標をほぼ 1 年で達

¹² Ball (2006); Hail, et al. (2009) などをみよ。

¹³ Sunder (2002) などをみよ。

¹⁴ 2007 年版の中期運営方針ではこの構想が薄められているが、市場の評価と選択 (合意) を重視する姿勢は変わっていない。

成した。2006年からの第2フェーズでは、IFRSと日本基準の違いをすべてリストアップし、長期と短期のプロジェクトに分けたうえで、優先度に従って両者を同時に進める包括的なアプローチを採用した。長期と短期の分類は、IASBとFASBとのMemorandum of Understanding（2006年2月）に対応しており、日本にも短期のテーマは早く切り上げて長期プロジェクトにコミットすることが求められた。しかし日本には、EUによる「同等性評価」への対応で短期の課題にも時間をかけねばならない事情があった。

周知のように、EUは欧州市場でエクイティ・ファイナンスをする域外企業に、2009年以降、IFRSもしくはそれと同等の会計基準に基づく連結財務諸表の開示を求めることになっており、この時点でIFRSを自国基準として採用する予定のなかった諸国については、EUの下部組織である欧州規制当局委員会（CESR）がそれらの基準の同等性を評価する作業を進めていた。2005年7月には、米国、日本、カナダの会計基準をIFRSと同等とする助言が出されたが、同時にIFRSとの差異について補正開示（remedial disclosure）が要求されており、日本については26項目の差異が指摘されていたのである。そのうち16項目は米国と共通だったが、残りの項目にも短期プロジェクトに分類されるものは含まれていた。会計基準と周辺諸制度の関係が米欧と異なる日本では、それらにも慎重な検討が必要であった¹⁵。

日本にとって、この同等性評価への対応は、短期的には最優先の課題であった。ASBJでは、2006年1月に“Convergence Plan in reference to Technical Advice on Equivalence by CESR”を公表し、それに沿ってこの課題への取り組みを進めていった。また、IASBとの共同プロジェクトに加え、自国の会計基準を主体的に開発しながら国際的なコンバージェンスに貢献するという観点から、同じ立場にある米国のFASBとも、2006年から年2回の定期協議を開始して、高品質な基準の開発に共同して取り組む試みが続けられた。他方で中国や韓国とも、すでに2002年から続けてきた年1回の三か国基準設定主体会議を活用して、東アジア地域での連携の可能性を探るとともに、それぞれが違った経路でコンバージェンスを図る各国の経験を共有することが試みられた。

2007年8月、すでに2年半にわたって5回の定期協議を繰り返していたIASBとASBJは、従来からのコンバージェンスを、さらに目標期日を定めて加速する新たな合意（東京

¹⁵ 米国と共通する差異を除いた短期項目でも、資産除去債務、工事契約、金融商品の公正価値開示、退職給付（割引率）、企業結合（持分プーリング法）などはこの時点で未解決であった。なお、企業結合でのれんの規則償却を求めている点について、CESRは重要な差異と指摘していなかった。

合意：Tokyo Agreement) を交わす。日本基準と IFRS との重要な差異のうち、CESR が同等性評価に関連して 2005 年 7 月に指摘したものを 2008 年までに解消し（差異を解消するか、または会計基準が代替可能となるような結論を得ることで、上記の短期プロジェクトを終了させる）、残りについても 2011 年 6 月 30 日までに解消を図るというものであった。合意時には開発中で 2011 年以降に適用となる新たな IFRS は除かれているが、それらについても、適用される際は日本で受け入れられるよう、双方のボードが緊密に協力して作業を行うこととされていた。もちろん、それぞれのデュー・プロセスに従う大原則は確認されている。

これを受けて ASBJ は、2007 年 12 月に “Project Plan based on Tokyo Agreement” を公表し、さらに 2008 年 9 月にはそれを更新してコンバージェンスの作業を加速する。差異の象徴にもされていた持分プーリング法は、2008 年 12 月の企業結合会計基準において廃止されることになり（前述）、それをもって ASBJ の短期コンバージェンス・プロジェクトは終了した。こうした動向を背景として、欧州委員会は 2008 年 12 月、日本基準を IFRS と同等とみることが適切であると結論づけた。その結論を導くに当たっては、東京合意の存在だけでなく、日本の当局が IFRS に基づく欧州企業の財務報告に対して数値調整措置を要求していない事実が指摘されていた。これにより、日本基準は米国基準とともに、2009 年以降も欧州市場において利用できることとされたわけである。

4. 補足コメント：概念フレームワーク

最後に、日本の会計基準の基礎となる概念フレームワークについて補足する。日本では長い間、前述した企業会計原則が唯一の包括的な概念書であり、それを政府当局も含めた関係者が共有する「暗黙の」フレームワークで補ってきたとも言える。しかし、ASBJ では 2003 年はじめに外部の研究者を加えて、「書かれた」概念フレームワークのプロジェクトを立ち上げ、2004 年秋に討議資料を公表した。それは基準設定の過程でも有効性をチェックされ、IASB との定期協議でも繰り返し検討されたうえ、2006 年末に一部を修正して再び討議資料として公表されている。議決を予定する公開草案としなかったのは、IASB と FASB が新たな概念フレームワークの検討を共同で進めていた時期に、違った意見を出すと欧州の同等性評価に響くと懸念する声があったからである。

この討議資料は、FASB に倣って財務報告の目的、会計情報の質的特性、財務諸表の構成

要素、財務諸表における認識と測定の4つの章から成り、資産や負債の変動を利益認識の必要条件とみる資産・負債アプローチをとりながら、それを十分条件とは考えずに純利益を包括利益と並存させていた¹⁶。そこでいう純利益は、純資産に生じた変動のうち、投資のリスクから解放された成果に当たる部分と定義されていた。投資に当たって期待された不確定な成果（キャッシュフロー）が、事実となって確定したものと言ってもよい。事業に拘束されずにキャピタル・ゲインを期待した投資（金融投資）なら確定した時価の変動分が、またビジネスからのキャッシュフローを期待した投資（事業投資）ならその実現分が、それぞれリスクから解放された成果になる。包括利益の要素でも、その意味の成果に該当しないものは純利益から除き、該当するのを待って純利益へ振り替えられるのである。

参考文献

- Ball, R., "International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors", *Accounting and Business Research*, Special Issue: International Accounting Policy Forum, 5-27, 2006.
- Benston G.J., M. Bromwich, R.E. Litan and A. Wagenhofer, *Worldwide Financial Reporting: The Development and Future of Accounting Standards*, Oxford University Press, 2006.
- Hoshi, T., and A. Kashyap, *Corporate Financing and Governance in Japan: The Road to the Future*, MIT Press, 2001.
- Kurosawa, K., *Kindai Kaikeigaku* (Modern Accounting), Shunju-sha, 1960.
- Miwa, Y., and M. Ramsyer, "Banks and Economic Growth: Implications from Japanese History", *Journal of Law and Economics* 45, 127-164, 2002.
- Okazaki, T., and M. Okuno-Fujiwara ed., *The Japanese Economic System and Its Historical Origins*, Oxford University Press, 1999.
- Saito, S., "Asset Revaluation and Cost Basis: Capital Revaluation in Corporate Financial Reports", *Accounting Historians Journal* 10, 1-23, 1983.
- , "Significance of convergence and the role of IFRS in Japan: To encourage IFRS to be accepted by converging countries", Bruns, H-G, R.H. Herz, H-J Neubürger, and D. Tweedie ed., *Global Financial Reporting: Development, application and enforcement of IFRS*, Schäffer-Poeschel Verlag, 55-69, 2008.

¹⁶ 資産・負債の変動がなければ利益は生じないが、それがそのまま利益になるとは限らないという趣旨である。包括利益に条件を加えた純利益の情報価値が広く確認されていたからである。

- Sunder, S., "Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries", *Journal of Accounting and Public Policy* 21, 219-234, 2002.
- Suzuki, T., "Accountics: Impacts of internationally standardized accounting on the Japanese socio-economy", *Accounting, Organizations and Society* 32, 263-301, 2007.
- , "A history of Japanese accounting reforms as a microfoundation of the democratic socio-economy: Accountics Part II", *Accounting, Organizations and Society* 32, 543-575, 2007.
- Watts, R.L., "What has the invisible hand achieved?", *Accounting and Business Research*, Special Issue: International Accounting Policy Forum, 51-61, 2006.